

賃料一時減額合意書

賃貸人（以下「甲」という。）と賃借人（以下「乙」という。）は、甲乙間の東京都千代田区麴町●●ビル（以下「本物件」という。）に関する令和5年5月1日付け建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）について、次のとおり合意する（以下「本合意」という。）。

- 1 甲及び乙は、●●により本物件における乙の事業の売上の大幅な減少（以下「本件特殊事情」という。）が生じていることを考慮し、乙を支援する目的で、本契約に基づく賃料を令和7年6月分（同年5月末日支払期限）及び同年7月分（同年6月末日支払期限）に限り、各賃料額をいずれも30%減額する。但し、第4項の場合（乙が本項で減額された賃料に関し公的機関から補助金等を受領し、当該受領した各補助金等の金額が本項で減額された後の各賃料額を超える場合）は、各賃料額は、当該受領した各補助金等の金額と同額とする。
- 2 前項の各支払期限より前に、本件特殊事情が解消した場合又は公的機関から賃料補助を受けられるなど本件特殊事情を回復できる見通しが生じた場合、前項に関わらず、乙は、甲に対し、満額の賃料を支払うものとする。
- 3 乙は、本件特殊事情を解消・回復するため、最善を尽くし、第1項で減額された賃料に関し公的機関から補助金等を受けられるときは、これを速やかに申請するものとする。
- 4 乙が第1項で減額された賃料に関し公的機関から補助金等を受領し、当該受領した各補助金等の金額が第1項で減額された後の各賃料額を超える場合、乙は、甲に対し、当該超過分の金員を直ちに支払う。
- 5 本合意は、本件特殊事情を考慮した一時的な措置であり、本件特殊事情が消滅又は回復するか否かに関わらず、令和7年8月分（同年7月末日支払期限）以降は、甲乙別途合意しない限り、賃料の減額は一切せず、乙は、甲に対し、満額の賃料を支払うものとする。
- 6 本合意に規定なき事項は、本契約に従う。

令和7年5月1日

甲

乙